

《 境界確認申請書の記入および添付書類について 》

境界立会申請を行うにあたって、下記のチェックボックス（□）の要件が満たしているかどうか確認の上、申請して頂きますようお願いいたします。

◎ 申請者

□ 原則として、申請は土地所有者が行なっていますか。

◆ 注意事項 ◆

- 共有の場合は、共有者全員の連名で申請すること。（委任状も同様とする。）
- 相続で登記未了の場合は、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
- 申請者の現住所が登記簿等の住所と異なる場合は、これを証明する書類を添付してください。

1 土地所在地

□ 登記簿に記載されている土地を記入されていますか。

2 境界確認の目的

□ 該当する箇所にチェックを入れてありますか。
（該当する目的が複数ある場合は、該当する事項全てにお願いします。）

3 添付書類

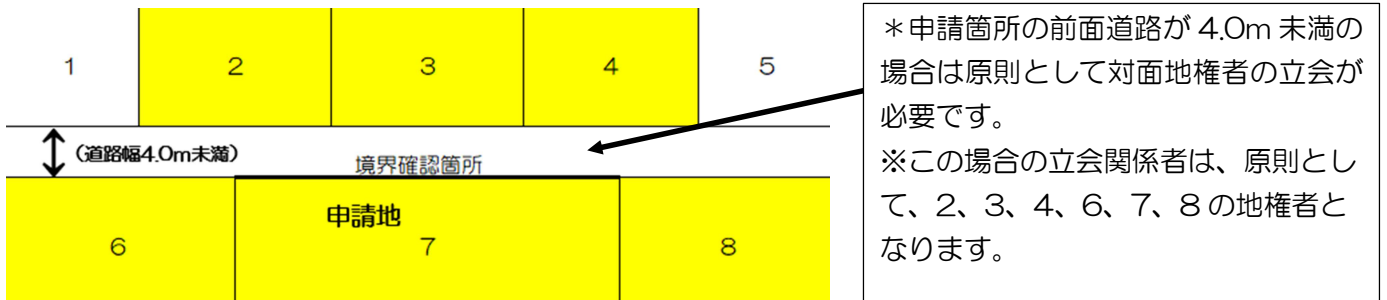
- 案内図 住宅地図等場所のわかるもの 1 部
- 公図の写し 1 部
（不動産登記法第 14 条地図又はこれに準ずる地図いわゆる「公図」）
法務局伊勢支局備付の地図の写しに申請箇所を朱書すること。
- 土地全部事項証明書（申請地） 1 通（3 ヶ月以内のもの）
- 隣接土地所有者一覧表
または、登記事項要約書（申請地以外） 1 通（3 ヶ月以内のもの）
- 委任状（委任のある場合のみ）
 - 相続、共有代表者等で関係者全員が申請出来ない場合。
 - 代理人に委任する場合。
- その他参考資料・・・地積測量図、実測平面図、仮の測量図、写真など
申請地の境界立会に関係のある資料等があれば写しを添付してください。

《 境界立会を実施するにあたって 》

1. 市が境界の確認を行うのは、市有地、市の管理する土地の境界のみです。
個人所有地境界はその所有者間で確認願います。
2. 道路・水路等の公有地に隣接する土地の境界立会には、それを所管する官公庁との立会が必要になります。

市が立会するものとしては、具体的には、市道、市が管理する赤道・水路等をいいます。詳細については、維持課で確認願います。

また、申請地の道路・水路との境界線が決まることで対面土地に影響を及ぼすと考えられる場合は、対面土地所有者の方の立会をお願いします。



3. 申請から現地立会までは、日数を要します。
立会日 2 週間程度前に申請者に連絡いたしますので、関係者の連絡をお願いします。
(関係者とは、隣接所有者、対面地所有者、自治会長、水利組合長、土地改良区、その他利害関係者等、を言います。)
また、当課の担当職員減少等による業務効率化および連絡調整の円滑化を図るため、境界立会に関する立会者名簿の手配及び作成をしていただき、境界係へご提供（または共有）いただきますようよろしくお願いいたします。(様式第4号)
4. 市は測量及びそれに伴う費用負担は行いません。
土地の面積が登記面積を満たしているかの確認は行いません。
確認が必要な場合は、土地家屋調査士、測量業者等にご依頼ください。
※境界標の設置は申請者でお願いします。
5. 境界確認書を作成する場合は、必要部数及び市の保管分 1 部を市に提出してください。
また、境界確認成立後の境界については、原則、再立会に応じられませんので予めご了承ください。
6. 様式第 1、2、3、10 号については押印省略可能です。
また、申請後の資料閲覧につきましては、境界管理システムに保管している資料等で個人情報記載されていないものについては閲覧可能ですが、システムで保管していない資料等については閲覧不可（個人情報保護の観点から）とさせていただきます場合がありますので、窓口にてご相談ください。
※境界立会申請者本人、申請者に係る代理人（代行者）以外への閲覧は不可とします。

申請につきまして不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

伊勢市都市整備部用地課 境界係 (Tel0596-21-5517)